

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、町内で起業又は事業拡大する者を支援するためのクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業家支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング 町がインターネット等で広く賛同者から起業家を支援するための資金を集める仕組みをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の雇用創出に資する事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条の事業を実施し、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内で起業又は事業拡大をする者であること。
- (2) 町内に住所を有する個人事業主、町内に事業所を有する法人又は起業の日(個人にあつては開業の日又は法人にあつては設立若しくは支店設置の日)に町内に住所又は事業所を有することを予定している個人事業主若しくは法人であること。
- (3) 町税等に滞納がない者であること。
- (4) 那須町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員に協力し、又はこれに関わりを持つ者でないこと。

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付対象事業認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を提出し、補助対象事業について町長の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 直近1箇年の決算書の写し(個人事業主の場合は、確定申告書の写し)

- (4) 定款及び履歴事項全部証明書の写し(個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し)
- (5) 法令遵守宣誓書(様式第4号)
- (6) 完納証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、起業しようとする者は前項第3号及び第4号の書類の提出を省略することができる。

(事業認定の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査委員会(以下「審査会」という。)を開催し、当該審査会の審査結果に基づき、認定する事業(以下「認定事業」という。)の決定をするものとする。

2 町長は、前項の審査会で認定又は不認定を決定したときは、速やかに那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付対象事業認定(不認定)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(認定の取消)

第7条 町長は、前条第1項の認定を受けた申請者(以下「補助対象事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取消することができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他町長が不適當であると認めるとき。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(資金の募集)

第9条 町長は、認定事業について、期間を定め、クラウドファンディングにより資金を募集するものとする。

(補助額)

第10条 町長は、前条の規定により集まった資金の全額を補助対象事業者に補助金として交付するものとする。

(交付申請)

第11条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定にかかわらず、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付申請書(様式第6号)に経費の根拠となる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 町長は、規則第5条第3項の通知を那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により、行うものとする。

(変更の承認)

第13条 町長は、規則第6条の規定に基づき事業計画変更申請があったときは、その内容を審査し、承認すると認めたときは、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(額の確定通知)

第14条 町長は、規則第13条に基づく通知をするときは、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金等交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(概算払請求)

第15条 補助対象事業者は、規則第15条ただし書に基づき、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金概算払交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(補助対象事業者の責務)

第16条 補助金の交付を受けた者は、クラウドファンディングにより資金を応募した者に対して、自社製品(商品)の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告等を行うことにより認定事業に継続して関心を持ってもらうための取組をしなければならない。

(審査会)

第17条 第6条第1項の審査をするため、審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

別表(第8条関係)

項目	内容
報償費	専門家謝金等
旅費	従業員旅費、専門家旅費等
消耗品費	消耗品(用紙、文具等)購入費等
印刷製本費	チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
修繕料	事業に必要な動産・不動産の修繕費等
通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
委託料	建物等の設計費や外注加工費等業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント会場の使用料、機械装置・備品のリース・レンタル経費等

工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装・内装工事費用等(イベント会場等の設置工事費等も含む)
原材料費	資材購入費等
備品購入費	事業に必要となる機械装置や備品の購入費等
その他	その他町長が必要と認める経費

様式第 1 号(第 5 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付対象事業認定申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

収支予算書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

法令遵守宣誓書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付対象事業認定(不認定)決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金変更承認通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 14 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金等交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 15 条関係)

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金概算払交付請求書

[別紙参照]